

## 山口市廃棄物減量等推進審議会の公募委員選考実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市廃棄物減量等推進審議会の委員を市民から公募するため、公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、公募委員の選考方法及び選考基準並びに公募委員の決定について定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は環境部次長を、委員は次の各号に掲げる職をもって充てる。

- (1) 地域生活部次長
- (2) 経済産業部次長
- (3) 上下水道局次長
- (4) 資源循環推進課長
- (5) 下水道整備課長

### (委員会)

第3条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

### (公募委員の選考方法)

第4条 選考の方法は、作文により行う。

### (採点の基準及び採点)

第5条 作文の採点の基準については、次の各号に掲げる評価項目により行い、当該各号に定める点数配分により採点を行う。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 作文の主旨は、論理的かつ明確であるか      | 20点 |
| (2) ユニークな発想、具体的な手法等があるか     | 20点 |
| (3) 市民としての視点を持っているか         | 20点 |
| (4) 山口市の廃棄物減量対策に取り組む熱意が伺えるか | 20点 |
| (5) 用語は正確・適正に使われているか        | 10点 |
| (6) 誤字、脱字はないか               | 10点 |

2 採点は別表の選考基準表に基づいて採点する。

### (公募委員の選考基準)

第6条 委員会は、前条第1項の基準により採点した各選考委員の合計点数の上位者より若干名を公募の委員として選考する。ただし、その者の職種等が、山口市廃棄物の

処理及び清掃に関する条例施行規則第3条第1項第1号及び第2号で選出した委員の職種等と同一の場合は、幅広い意見を求めるため次点の者を選出することができるものとする。

2 委員会は、前項により選考した結果を市長に報告する。

(公募委員の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第2項の結果に基づき公募の委員の採否を決定し、各応募者ごとの決定結果を全ての応募者に通知する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。